

# 年金だより

障害基礎年金を受けている方は7月31日までに「現況届」の提出を忘れず！

○20歳前の病気やケガによる障害基礎年金を受けている方

○障害福祉年金から切り替えられた障害基礎年金を受けている方

この届けは、8月から翌年7月までの1年間、年金が受けられるかどうかを決定する大切な手続きです。

社会保険事務所からこれらの年金を受給されている

方へ届出用紙が郵送されるので、必要事項を記入のうえ、保険年金係へ郵送または持参してください。

この年金は、本人の所得制限がありますので、前年の所得について調査をさせていただきます。

同意いただけない方や平成20年1月2日以降に福生市に転入された方は、平成19年中の所得を証する書類を提出してください。

提出してください。国民年金保険料の収納業務について民間委託を実施しています

社会保険庁では、市場化

テスト事業の一環として、国民年金保険料が未納となっている方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

民間委託にあたって委託事業者には、納付督促に必要となる国民年金保険料の未納情報を提供していただきますが、個人情報保護に関する法律や独自の取扱い規程、本事業に係る委託契約書等で、目的外使用や閲覧、漏洩、複写等を禁

じるなど厳格な安全管理措置を講じています。

国民年金保険料が未納となっている方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

国民年金保険料が未納となっている方に対する電話や文書による納付督促、また戸別訪問による納付督促及び保険料の収納業務について、民間委託を実施しています。

8月の無料相談 ※休日・祝日を除く 問合せ秘書広報課広報広聴係				
相談内容	期日	時間	場所	備考
人権の上相談・行政相談	6日(水)	午後1時30分～4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	7日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	12日(火)			
法律相談	1日(金)・13日(水) 20日(水)・27日(水)			
交通事故相談	21日(木)			
税務相談	28日(木)	午前9時～午後4時30分	市役所1階第1相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
少年相談	15日(金)			
介護保険相談	毎週火～金曜日	午前9時～午後4時	市役所1階介護福祉課	介護福祉課介護保険係
子ども相談	毎週火～土曜日	午前8時30分～午後5時15分	子ども家庭支援センター(福祉センター2階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。☎539・2555
消費者相談	毎週月曜・木曜日	午前10時～正午 午後1時～4時	市役所第二棟2階第2相談室	地域振興課
心配ごと相談	毎週水曜日	午後1時～3時	福祉センター	社会福祉協議会 ☎552・2121
金融相談	14日(木)	午後1時30分～3時30分	商工会館1階相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

そのほかの相談 市政・市民相談、国民年金相談、母子・寡婦相談、健康相談、育児相談、体力スポーツ相談(☎551・1511市役所代表)、心の相談、成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談(☎552・2121福祉センター)、教育相談(直通☎551・7700)

※予約開始日が土・日曜、祝日の場合、翌日以降最初の平日からとなります。

6月の横田基地飛行回数 問合せ環境課環境係				
測定場所	熊川1571番地誘導灯付近		福生市役所屋上	
	飛行回数	前年同月比	飛行回数	前年同月比
飛行総数	532	-48	133	39
昼間(午前7時～午後7時)	395	-78	92	24
夕刻(午後7時～10時)	122	32	38	13
夜間(午後10時～午前7時)	15	-2	3	2
最高音圧レベル(デシベル)	119	7	95	6

国民健康保険 国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方へ

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。有効期限を過ぎると受診できなくなりますのでご注意ください。また、8月は各医療機関でお盆休み等があり、8月後半は混雑が予想されますので、早目の受診をお勧めします。

また、特定健診の受診券が届いた方で、勤務先等で事業主健診を受けられる方は、受診結果をお知らせいただければ特定健診を受診したことになります。判定により該当した方は、その後実施する特定保健指導を受けることができます。

問合せ保険年金課保険年金係

## 国民健康保険

特定健康診査の受診は 7月1日から 実施しています

お早めに

特定健康診査を受ける方は、8月31日までです。

国民健康保険に加入している方は、8月31日までが有効期限となります。

有効期限を過ぎると受診できなくなりますのでご注意ください。また、8月は各医療機関でお盆休み等があり、8月後半は混雑が予想されますので、早目の受診をお勧めします。

また、特定健診の受診券が届いた方で、勤務先等で事業主健診を受けられる方は、受診結果をお知らせいただければ特定健診を受診したことになります。判定により該当した方は、その後実施する特定保健指導を受けることができます。

問合せ保険年金課保険年金係

## 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の保険料の支払方法の変更について

国民健康保険税を10月より特別徴収(年金天引き)される予定の方、また後期高齢者医療制度の保険料を特別徴収(年金天引き)されている方は、支払方法を口座振替に変更することができます。

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	10月より国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)される予定の方	後期高齢者医療制度の保険料を特別徴収(年金天引き)されている方
要件	①これまで保険税を滞納することなく納めていただいている方 ②これからの保険税を口座振替により納めていただける方	
受付窓口	保険年金係	後期高齢医療係
変更開始	7月31日までに申請をした方は、10月の年金から支払いを口座振替に変更できます。 7月31日を過ぎて申請をした場合は、申請をした時期により12月以降の年金からの支払いを変更します。	8月8日までに申請をした方は、10月の年金から支払いを口座振替に変更できます。 8月8日を過ぎて申請をした場合は、申請をした時期により12月以降の年金からの支払いを変更します。

※まずは、各申請を受け付ける窓口までご連絡ください

認定証の交付を希望される方は後期高齢医療係で申請してください。

また、認定証をすでにお持ちで、平成20年度市民税非課税世帯の方には「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を先日お送りしました。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②印鑑
- ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書(認定証をすでにお持ちの方)

問合せ保険年金課後期高齢医療係

## 後期高齢者医療

後期高齢者医療制度の保険料の支払方法の変更について

国民健康保険税を10月より特別徴収(年金天引き)される予定の方、また後期高齢者医療制度の保険料を特別徴収(年金天引き)されている方は、支払方法を口座振替に変更することができます。

	国民健康保険	後期高齢者医療制度
対象者	10月より国民健康保険税を特別徴収(年金天引き)される予定の方	後期高齢者医療制度の保険料を特別徴収(年金天引き)されている方
要件	①これまで保険税を滞納することなく納めていただいている方 ②これからの保険税を口座振替により納めていただける方	
受付窓口	保険年金係	後期高齢医療係
変更開始	7月31日までに申請をした方は、10月の年金から支払いを口座振替に変更できます。 7月31日を過ぎて申請をした場合は、申請をした時期により12月以降の年金からの支払いを変更します。	8月8日までに申請をした方は、10月の年金から支払いを口座振替に変更できます。 8月8日を過ぎて申請をした場合は、申請をした時期により12月以降の年金からの支払いを変更します。

※まずは、各申請を受け付ける窓口までご連絡ください

認定証の交付を希望される方は後期高齢医療係で申請してください。

また、認定証をすでにお持ちで、平成20年度市民税非課税世帯の方には「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書」を先日お送りしました。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②印鑑
- ③後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書(認定証をすでにお持ちの方)

問合せ保険年金課後期高齢医療係